令和7年度処遇改善加算 具体的な取り組み内容

「介護職員処遇改善手当・特定処遇改善手当・処遇改善補助手当」として毎月支給する。 「介護職員処遇改善手当」

特別養護老人ホーム常勤介護員は本俸×16%+30,000円。

特別養護老人ホーム常勤介護助手は本俸×5%+30,000 円。デイサービスセンター常勤介護員は本俸×16%+20,000 円。デイサービスセンター常勤介護員助手は本俸×5%+20,000 円。

「特定処遇改善手当」

勤続 10 年以上で、介護福祉士資格を有する者、または勤続 5 年以上の役職者の中から施設長が推薦し理事長が決定した者を、経験・技能のある介護職員とする。

経験・技能のある介護職員は18,000円、その他の介護職員は9,000円、その他の職員は6,000円を支給する。

「処遇改善補助手当」

特別養護老人ホーム常勤介護職員は 18,000 円。特別養護老人ホーム常勤看護員は 12,000 円。デイサービスセンター常勤介護職員は 14,000 円。デイサービスセンター常勤看護員は 10,000 円。特別養護老人ホーム営繕係は 6,000 円を支給する。

なお、いずれの手当も勤務時間が週 40 時間に満たない職員に対しては、それぞれの 常勤職員に支給される金額をもとに、勤務する時間数に応じて支給する。支給金額に ついては運営状況により金額の調整を行う場合がある。また、職員紹介等、業務に貢 献したと思われる職員に一時金を支給する。さらに、定期昇給と昇給分の手当、賞 与、社会保険料についても処遇改善とみなす。

収入金額より支給金額が少ないと見込まれる場合は、年度末に一時金として支給する 予定である。

区分		内容
入職促進に向けた取組		①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
		②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	1	③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
	✓	④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上 やキャリア アップに 向けた支援	1	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
		⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
		⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	✓	⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援 ・ 多様な 働き方の 推進	✓	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	/	⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
		⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている
		⑫ 有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を 含りの 健康管理		③業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	√	④短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
		⑤介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
	√	⑥事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性 向上のため の取組	1	①厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている
	√	⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	√	⑩5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
		⑩業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
	✓	②介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
	1	②介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入
		②業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。
		②各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい ・ 働きがい の醸成	✓	△ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	✓	②利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
		②ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供